

山菌有理議員

議長より発言の許可を頂きましたので、大きなテーマ3点について当局の見解をお伺いします。

私からは、1点目に新型コロナウイルス感染拡大に伴う救急搬送について、2点目に妊産婦に対する新型コロナウイルス感染症対策への取り組み、3点目に文化芸術に関わる伊丹市のビジョンについて、以上の内容について、質問を行います。

大きなテーマ1つ目の新型コロナウイルス感染拡大に伴う救急搬送について伺います。

消防局の皆様におかれましてはコロナ禍のなか市民の命と健康を守るため、多大なるご尽力をいただいていること、心から感謝申し上げます。新型コロナウイルスの感染拡大で医療逼迫が続き、各消防本部の救急搬送業務にも大きな支障が出ていると連日報道されています。総務省消防庁は8月17日、救急患者の搬送先がすぐに決まらない「救急搬送困難事案」が8月9日～15日の1週間に全国で3,361件発生したと発表しました。過去最多を記録し、このうち新型コロナウイルスに感染した疑いがあるケースは約半数に当たる1,679件でした。救急搬送困難事案は消防庁が2020年4月に「新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送困難事案に係る状況調査」を始めて以降、増加していて、特に、爆発的な感染拡大となった第5波の2021年7月から8月は急増していることが明らかとなりました。神戸市では新型コロナウイルスに感染した60歳代の男性の受け入れ先が決まらず、自宅から病院への搬送が決まるまで7時間43分かかったと報道がありました。救急要請件数や長時間救急等の急増によって、引き起こされる問題が「出動できる救急車がない状態」を生じてしまうことであると考えます。

そこで、お伺いします。

1点目に新型コロナウイルス感染症の「第5波」での救急要請件数とその内訳についてお答え下さい。2点目に相次ぐ救急要請件数や長時間救急等の急増によって伊丹市に出動できる救急車がない状態は発生していないのか教えて下さい。3点目に出動できる救急隊がない状態をできる限り発生させない為に消防局のお考えをお答え下さい。

最後に、千葉県柏市で先月、新型コロナウイルスに感染した妊婦の搬送先が見つからず、自宅療養中に早産し、赤ちゃんが亡くなった事案が発生しました。この報道から出産を控えた妊婦の方たちから「明日は我が身かもしれない。」と、不安に駆られるお気持ちを聞きました。

そこで伺います。

新型コロナウイルスに感染された妊婦への搬送体制と関係部局との協議はどのように行われているのかお答え下さい。

次に、妊産婦の新型コロナ感染症対策への取り組みについて伺います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、妊婦の方はご自身の健康のみならず、胎児への影響や出産後のことも懸念するなど、妊産婦特有の不安を抱いて生活されています。このような不安を抱えた妊産婦の方々に向けた新型コロナウイルス感染症対策に関する支援や情報についてまとめた内容を市のHP上で発信している自治体が増えていきます。宝塚市では「妊婦の方々に向けた新型コロナウイルスに関する情報」と題して感染が妊婦に与える影響や妊婦の感染が胎児に与える影響、相談・受診の目安などが掲載されています。こういった情報が阪神間の自治体で発信されているか調査を試みたところ、尼崎、宝塚、西宮、猪名川町で情報提供がなされていました。

そこで、お伺いします。

妊産婦向けに新型コロナウイルス感染症に対する情報をまとめ発信するなど現時点での取り組み状況と、例に挙げたようなHPでの情報発信についてのお考えをお教え下さい。

次に、2021年8月中旬に厚生労働省研究班が国内で新型コロナウイルスに感染した妊婦144人の症状や分娩状況を調べたところ、妊娠25週以上の妊婦は新型コロナウイルスに感染すると重症化のリスクが高くなる調査結果を明らかにしました。研究班の出口雅士・神戸大特命教授（産婦人科）は「感染した妊婦には、コロナとお産という両方のリスクがあり、使用できる薬も制限される。感染を防ぐためにもワクチン接種を検討してほしい」と呼び掛けています。伊丹市では8月下旬から妊婦とその家族に対してワクチン優先接種を実施されました。早急に対応を頂いたことは大変評価するところです。

そこで、お伺いします。

1点目に8月31日、9月1日から3日、9月7日から10日と、おおよそ240人の妊婦優先枠を設置されましたが、その接種率についてお答え下さい。2点目に妊婦優先ワクチン枠の今後の運用について伊丹市のお考えを教えてください。最後に免疫力が下がると言われる産婦（産後1年以内）の方に対しても進めるべきではないかと考えますがご見解をお伺いします。

最後に、文化芸術に関わる伊丹市のビジョンについてお伺いします。

音楽、演劇、舞踊、華道、茶道等の文化芸術は、人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにするものであると同時に、社会全体を活性化する上で大きな力となるものであり、その果たす役割は極めて重要であると考えます。しかし、その文化芸術は目に見えて実感する、数字で評価をするものとは性質が異なります。今、新たに市立伊丹ミュージアムの完成や、アイホールをどうするのか、という議論がおきています。本来であれば、まず初めに、伊丹市全体の文化振興施策をどうするのか、市民・学識経験者を入れた審議会を作り、議論し、文化振興基本計画の策定があつてからの個別具体の施設をどうするのかという話になってくるのではと考えます。地域との連携、教育・福祉分野との

連携、様々な館との連携、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」などを含めて今後の文化振興をどうするのか、10年、20年、30年後の伊丹市に暮らす方たちに対して、どのように文化芸術を継承し存続させ発展させるのか、ハコモノ単位での考えではなく、あくまでも文化施設・社会教育施設などを一緒に考えた伊丹の未来の話です。

そこで、お伺いします。

文化振興基本計画の策定が不可欠だと考えますが見解はいかがでしょうか？

消防局長福井浩次

私から、新型コロナウイルス感染拡大に伴う救急搬送についての数点のご質問にお答えします。

まず始めに新型コロナウイルス感染症の「第5波」での救急要請件数とその内訳についてですが、第5波と言われております7月、8月の本市の救急件数につきましては、7月が884件、8月が830件、そのうち新型コロナウイルス感染症の疑いで搬送した人数が7月は88人、8月に至っては136人、このうち新型コロナウイルス感染症陽性者の救急搬送につきましては、7月に2人、8月は43人であり、陽性者の救急搬送は7月と比較して8月は大幅に増加している状況です。

次に、「出動できる救急車がない状態は発生していないのか」についてですが、本市は救急車を6台保有しており、通常は5台体制で運用しており、1台は非常用救急車として運用しております。

ご質問の伊丹市に出動可能な救急車が無い状態ですが、第5波と言われております7月、8月にも市内5台の車両が同時に出動している時間は発生しており、その間に7月に4件、8月に1件の救急要請があり、非常用救急車を運用し、対処しました。

このように救急車の要請が5台重なった場合、6台目の非常用救急車を運用し、臨時救急隊を編成し救急対応を行っており、更に救急出動が重なった場合は、消防相互応援協定に基づき近隣市から救急車の応援出動を要請し適切に救急対応している状況であります。

また、第5波の特徴としましては新型コロナウイルス感染症陽性者の救急搬送は増加しておりますが、搬送困難事案は第4波と言われております4月、5月と比較して約半数程度減少しており、第4波と比較しても第5波の救急搬送への影響は少ないと考えております。

次に、「出動できる救急車がない状態をできる限り発生させないための消防局の考え」についてですが、救急車の出動要請が重なり出動できる救急車がない状態をできるだけ少なくするために、消防局としましては、平時より救急搬送する医療機関との情報共有や、救急救命士病院研修で医療スタッフと連携する中での救急救命士のスキルアップと顔の見える関係の構築、救急医療に関する合同調整会議での意見交換などを通じ医療機関との意識の共有、連携を強化する事で迅速的確な救急患者の収

容要請と搬送に努めております。

一方で市民の皆様に対しましては、救急車の適正利用を啓発しております。全国的にも救急搬送のうち入院を不要とする軽症者が約半数を占めており、本市でも令和2年中に搬送した軽症者は全体の51.2%となっており、半数以上を占めております。

不要不急の救急要請を減らして救急件数の増加を抑制するため、本市においても総務省消防庁の全国救急受診アプリ「Q助」や症状によって病院案内及び緊急性がある場合には119番を促す役割を持つ「いたみ健康・医療相談ダイヤル24」などの案内を消防局ホームページや各種救急講習及び救急イベント等において随時実施しており、市民の皆様が安心して救急車の適正利用ができるよう普及啓発に努めております。

更に今年度より第6次伊丹市総合計画の新規事業として、家庭等における転倒、転落などのケガ、熱中症、ヒートショックなど救急搬送につながるような事故への対応を前もって行う「予防救急」を救急講習等に取り入れ、事故等を未然に防ぐ取り組みを行うことで救急需要対策に努めております。

最後に「新型コロナウイルスに感染された妊婦の搬送体制と関係部局との協議」についてのご質問にお答えします。

昨年来の新型コロナウイルス感染症の患者の移送等については、感染症法でいう第二類感染症の準用にあたり、都道府県知事が入院を勧告した患者（疑似症を含む）又は入院させた患者の医療機関までの移送は、都道府県知事が行う業務とされております。

しかし消防法上の救急業務に該当すると判断される事案や傷病者の搬送後に感染の判明する事案もあることから、厚生労働省から総務省消防庁に対して保健所等が行う移送について協力要請があり、消防機関は保健所と事前に十分な協議を行ったうえで協力し搬送することとなっております。

消防局としましては、8月に千葉県柏市で発生した事案の後、国・県からの通知発出を待たず、伊丹健康福祉事務所と特に「新型コロナウイルスに感染された妊婦さんの搬送体制」について協議の場を持ち、対応について調整・確認しております。

伊丹健康福祉事務所管内（伊丹市・川西市・猪名川町）の新型コロナウイルス感染者については伊丹健康福祉事務所ですべて把握・管理しており、基本的には、病院搬送の場合、収容病院の調整は伊丹健康福祉事務所が行うこととなっておりますが、救急現場において収容病院の決定が困難な場合などには救急隊も並行して病院交渉を行っております。

そのような中で、特に妊婦さんにつきましては、新型コロナウイルス感染症陽性の場合、かかりつけの産婦人科、クリニック等での対応は困難となる可能性が高いことから、伊丹健康福祉事務所は対象者から毎日の体調聴取を実施し、妊婦さんの状況等の情報を受け、新型コロナウイルス感染症の症

状急変かつ産婦人科症状急変に対応可能な伊丹健康福祉事務所管内の病院に事前の依頼と情報提供を行っております。

また、医療機関の受け入れ可否については、日々刻々と変化し、救急事案発生時に受け入れ困難な場合もあることから、伊丹健康福祉事務所管内の病院で対応不可の場合の、伊丹健康福祉事務所管外の病院についても想定しており、妊婦さんの体調が急変等した場合の救急搬送に備えております。

本市におきましても新型コロナウイルス感染症の自宅療養者の妊婦さんからの救急要請に基づき、医療機関へ搬送した事案がありましたが、この情報も事前に伊丹健康福祉事務所から消防局に情報提供を受けており、搬送の際も伊丹健康福祉事務所と連携しスムーズな病院搬送に至っております。

今後も、伊丹健康福祉事務所と適宜適切に情報共有し、迅速な搬送とその備えに努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い致します。

健康福祉部長大橋吉英

私からは「妊産婦に対する新型コロナウイルス感染症対策への取り組み」に係る数点のご質問にお答えします。

まず、「妊産婦向けに新型コロナウイルス感染症に対する情報をまとめて発信するなど現時点での取り組み状況」についてですが、市保健センター窓口では、厚生労働省が作成した感染が妊婦に与える影響や妊婦の感染が胎児に与える影響、新型コロナワクチン等について記載されたチラシ「新型コロナウイルス感染症対策～妊婦の方々へ～」を窓口に配置するとともに、妊産婦の方へ配布し、説明しております。

さらに、妊産婦からの新型コロナウイルス感染症に係るご相談につきましては、窓口での相談に加え、各種事業の実施時や、保健師等の家庭訪問時にも実施しております。

次に「妊産婦向けに新型コロナ感染症に対する情報を発信するなどホームページでの情報発信についての考え」についてですが、本市といたしましても新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、妊産婦の方に対する新型コロナウイルス感染症情報について検討していたところであり、必要と考えるため、早急に妊産婦の方が必要とされる情報に特化した内容を市ホームページにて発信いたしますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

新型コロナワクチン接種推進班長大橋吉英

私からは、「妊産婦に対する新型コロナウイルス感染症対策への取り組み」についてのご質問のうち、「妊産婦等に対してのワクチン接種」についてお答えいたします。

まず、1点目の「妊婦優先枠の接種率」についてですが、本市におきましては議員ご案内のとおり、8月31日、9月1日から9月3日、9月7日から10日の8日間において里帰り中の方を含む妊婦とそのパートナーを対象に240人分の優先枠を設け予約を受け付けたところ、妊娠中の方23人、そのパートナーの方7人の合計30の方が接種されたことから、優先枠に対する接種率は12.5%となっております。

次に、「妊婦優先ワクチン枠の今後の運用」についてですが、9月15日時点において翌日以降の接種予約枠が空いており、随時予約を取ることができる状況ですが、接種にお困りの方がいらっしゃいましたら個別に相談に応じてまいります。

次に、「免疫力が下がると言われる産婦の方に対して接種を進めるべきではないか」についてですが、ワクチンの接種率は年齢が若くなるにつれ低くとどまっている一方で、7月以降は感染者の約6割を30歳代以下の若い世代が占めている状況であり、産婦の方を含めて若い世代への接種の促進が必要と考えます。本市におきましては、これまで1回も接種されていない12歳から39歳までの方に対して個別勧奨のはがきを9月初旬に送付し、ワクチンの有効性と副反応に関する情報と併せて、授乳中の方も接種できることをご案内することで、接種をためらわれていた方へ積極的に接種を検討いただけるよう取り組んでおります。

都市活力部長西本秀吉

私からは、文化芸術に関わる伊丹市のビジョンに関するご質問についてお答えいたします。

本市の文化振興施策につきましては、平成30年にとりまとめました、「伊丹市の文化振興施策にかかる指針」を基本として取り組んでおります。

これまでの文化振興施策に関する経過を申し上げますと、昭和62年に、芸術文化を振興するため、芸術文化振興基金を設置し、劇場都市の考えを打ち出しました。以降、本市では様々な文化事業を実施するなどにより、個性的な都市イメージの構築と伊丹のアピールを重点に置いた施策を展開いたしました。平成9年には、共感をキーワードとした文化振興ビジョンが提言され、市民文化の継承と発信、文化事業への参加拡大を主な施策として芸術文化のまちづくりを進めてまいりました。

その後、国におきましても、現行の「文化芸術基本法」改正前の「文化芸術振興基本法」が平成13年に施行され、平成24年には、「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」が制定されており、国における文化振興施策が示されました。

このように文化芸術の重要性が増す一方で、人口減少や公共施設の老朽化問題など文化芸術にもかわる環境変化もあるなか、平成30年、本市は文化芸術の振興を図り、次世代へ引き継いでいくた

めに、「文化芸術が身近なものとして、暮らしの中にある」ために、「～文化芸術がそばにあるまち～」を基本理念とした、「伊丹市の文化振興施策にかかる指針」を策定したところであり、また、本指針は本市の将来像を示す総合計画における文化芸術の実施策とも連動するものとなっています。

本市では、議員ご質問の「文化振興基本計画の策定」はいたしておりませんが、それに当たるものが本指針であると考えています。

この指針の前身となる、「文化振興ビジョン」に基づいた文化振興施策におきましても、将来像を「自分流たのしみ発見・いたみ～文化に対する多様なエネルギーが溢れているまち～」とし、「多様な人が文化に関心を持ち、楽しむことのできる環境をつくる」、「市民を中心とした文化事業の推進を図る」、「文化によってまちの魅力と個性を高める」、「文化の視点からのまちづくりを促進する」の4つの基本方針に基づき取り組んできました。この間、文化会館の建て替え、旧岡田家住宅・酒蔵、旧石橋家住宅等の文化財の保存・公開のための整備も行ってきたところであります。

本市の文化振興施策の基本的な考え方といたしましては、公共施設の運営のみに傾注したのではなく、将来像を示す中で、施設整備や事業展開を、その社会情勢にあわせて実施していくものと考えています。

今後、さらに、文化振興施策を推進していくにあたり、議員ご指摘の内容につきましても、研究し、必要に応じて、指針の改定や、新たなビジョンの策定についても、検討してまいりたいと考えております。

山藪有理議員

それぞれにご答弁ありがとうございました。2回目の発言を続けます。

まず、1点目の新型コロナウイルス感染拡大に伴う救急搬送についてですが、新型コロナウイルスは見えない敵との闘いであり、病院搬送、傷病者の引き継ぎ、屋外の炎天下で感染防止衣を着た状態での救急車内や資機材の消毒作業など、常に感染予防に細心の注意を払い、張り詰めた緊張感の中活動を余儀なくされていると聞きます。ギリギリの体制の中、市民の命を守るリレーを続けていると理解し、今後も迅速な搬送に備え努めて頂きたいです。

次に、妊産婦に対する新型コロナウイルス感染症対策への取り組みについてですが、コロナ禍の中、妊婦は新型コロナウイルス感染症に関わる情報を自身で調べます。発信元がはっきりしない内容のものにはデマ情報や不安を煽る内容があり、情報が溢れるからこそ何を信じたらいいのかかわからないと、妊婦の方から切実な相談を受けました。出産を控え毎日お腹の赤ちゃんのこと、自分の体調を気かけなければなりません。コロナ禍で毎日相当なストレスを感じつつ日々を過ごされていることは容易

に想像ができます。妊婦に関わる新型コロナに関する情報を伊丹市として精査し、妊婦とそのご家族に安心して過ごしていただけるように努めて頂きたいと要望します。また、ワクチン接種についても同じことが言えると考えます。健康福祉部とワクチン班が連携し、妊産婦やそのご家族に対してワクチン接種に関わる最新の情報を届けて頂きたいと要望します。

最後に、文化芸術に関わる伊丹市のビジョンについてですが、平成29年に改正された文化芸術基本法によると、「第7条の2 都道府県及び市（特別区を含む。第37条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第37条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第37条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。」と規定されています。

本市では「文化振興基本計画の策定」はしていないが、それにあたるものが「伊丹市の文化振興施策にかかる指針」との答弁でした。本市の文化振興施策の基本的な考え方は、将来像を示す中で施設整備や事業展開を、その社会情勢に合わせて実施していくものです。本市では例えば、2020年6月『「伊丹諸白」と「灘の生一本」 下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷』が日本遺産に認定されました。2022年4月には市立伊丹ミュージアムがオープンする予定です。このミュージアムを核として、まちの回遊性を向上させ、恒常的なにぎわいを創出する産官学が連携した新たな事業などを、2022年4月から2027年3月までを計画期間とする第3期中心市街地活性化基本計画にて位置づけようと検討されていますが、伊丹市の文化振興施策にかかる指針には、そのような記載はありません。当指針では将来像を示すだけで、施設整備や事業展開は別の計画で示していくのであれば、伊丹市全体で文化を総合的に推進させることは叶うのでしょうか。文化庁の「地方における文化行政の状況について」には、「各地域の活性化を図る上でも文化芸術の果たすべき役割は極めて重要になっており、各地方公共団体においても、文化芸術推進基本計画（第1期）を参酌しながら、その地方の実情に即した地方文化芸術推進基本計画を策定することが求められています。」とあります。文化は、

世代を超えて受け継がれていくものですから、長期的視点に立ち、文化の振興を推進していかなければなりません。「文化芸術振興基本法」における文化芸術の範囲は広いはずですが、当指針では伊丹市の文化を振興させるために、誰が主体となって、何をするのか、書かれていません。ほかの行政評価と同様にPDCAサイクルで文化行政を進めるためには、まず計画が必要です。市民参画・協働が重要とするならば、計画の目標や課題が広く市民に共有され、市民と市民・市民と行政の協働関係がより一層構築されるよう、計画の内容及びその進捗状況をわかりやすく市民に発信し、周知する必要があります。また、行政内部においても職員全体で共有されていなければ、総合的に推進させることはできません。アイホールのあり方検討資料には、市民利用率について、いたみホールやアイフォニックホールの来場者アンケートとは市内・市外を判断する項目が異なり、比較が難しいにもかかわらず、指標として使用されていました。市民が納得し今後を判断するには、どのような指標で測るのかまで、統一手法が必要ではないでしょうか。会派の代表質問で「マネジメントが先なのか、文化行政・社会教育行政をどうするべきかが先なのか見解を問う」の答弁として、「公共施設マネジメント基本条例をはじめ、公共施設等総合管理計画または公共施設再配置基本計画の方針や検討事項など、公共施設全般における考え方を規定しているため、ハードとしては公共施設マネジメントにかかる計画の枠組みで、ソフトについて文化行政や社会教育行政など個別計画が両輪となって進めていく」という内容でした。ハードとソフトを両輪で進めるのではなく、まずは、市民や学識経験者をメンバーに伊丹市の文化とは何なのか、どう進めていくべきなのかの答申を経て、文化振興基本計画を策定し、その姿にするにはハードをどう整えるのかといった視点が必要であると意見し、質問を終わります。